

第59号議案

春日市ふれあい文化センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年9月3日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、春日市ふれあい文化センターの文化施設に係る使用料の額を改定するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市ふれあい文化センター設置条例の一部を改正する条例

春日市ふれあい文化センター設置条例(平成6年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

10,800円	14,040円	17,280円	42,120円
12,960円	16,848円	20,736円	50,544円
2,484円	3,240円	4,104円	9,828円
432円	540円	756円	1,728円
648円	756円	972円	2,376円
648円	756円	972円	2,376円
648円	756円	972円	2,376円
2,484円	3,240円	4,104円	9,828円
2,160円	2,916円	3,888円	8,964円
1,188円	1,620円	2,052円	4,860円
3,240円	4,320円	5,400円	12,960円
3,240円	4,320円	5,400円	12,960円
1,080円	1,404円	1,728円	4,212円
864円	1,188円	1,512円	3,564円
1,080円	1,404円	1,728円	4,212円
864円	1,188円	1,512円	3,564円
2,160円	2,916円	3,888円	8,964円
1,944円	2,592円	3,240円	7,776円
1,234円	1,697円	2,160円	5,092円
6,480円	8,640円	10,800円	25,920円

7,776円	10,368円	12,960円	31,104円
2,160円	2,916円	3,888円	8,964円
648円	864円	1,080円	2,592円
216円	324円	432円	972円
648円	864円	1,080円	2,592円
648円	864円	1,080円	2,592円
1,080円	1,512円	1,836円	4,428円
1,080円	1,512円	1,836円	4,428円
1,080円	1,512円	1,836円	4,428円
1,080円	1,512円	1,836円	4,428円
648円	864円	1,080円	2,592円
756円	972円	1,188円	2,916円
756円	972円	1,188円	2,916円
648円	864円	1,080円	2,592円
2,592円	3,456円	4,320円	10,368円
540円	756円	972円	2,268円
216円	324円	432円	972円
216円	324円	432円	972円

」

を

「

11,000円	14,300円	17,600円	42,900円
13,200円	17,160円	21,120円	51,480円
2,530円	3,300円	4,180円	10,010円
440円	550円	770円	1,760円
660円	770円	990円	2,420円
660円	770円	990円	2,420円

660円	770円	990円	2,420円
2,530円	3,300円	4,180円	10,010円
2,200円	2,970円	3,960円	9,130円
1,210円	1,650円	2,090円	4,950円
3,300円	4,400円	5,500円	13,200円
3,300円	4,400円	5,500円	13,200円
1,100円	1,430円	1,760円	4,290円
880円	1,210円	1,540円	3,630円
1,100円	1,430円	1,760円	4,290円
880円	1,210円	1,540円	3,630円
2,200円	2,970円	3,960円	9,130円
1,980円	2,640円	3,300円	7,920円
1,256円	1,728円	2,200円	5,184円
6,600円	8,800円	11,000円	26,400円
7,920円	10,560円	13,200円	31,680円
2,200円	2,970円	3,960円	9,130円
660円	880円	1,100円	2,640円
220円	330円	440円	990円
660円	880円	1,100円	2,640円
660円	880円	1,100円	2,640円
1,100円	1,540円	1,870円	4,510円
1,100円	1,540円	1,870円	4,510円
1,100円	1,540円	1,870円	4,510円
1,100円	1,540円	1,870円	4,510円
660円	880円	1,100円	2,640円
770円	990円	1,210円	2,970円
770円	990円	1,210円	2,970円

660円	880円	1,100円	2,640円
2,640円	3,520円	4,400円	10,560円
550円	770円	990円	2,310円
220円	330円	440円	990円
220円	330円	440円	990円

」

に、

「

5,400円
2,700円

」

を

「

5,500円
2,750円

」

に、

「

3,240円
1,944円
108円
216円
324円
162円

」

を

「

3,300円
1,980円
110円
220円
330円
165円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、施行日以後の文化施設の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の文化施設の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の文化施設の使用に係る使用料又は利用料金は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収し、又は收受することができる。